

資料-7 防災エキスパートの活用に関する協定

災害時における公共土木施設の早期復旧を図るため、たつの市長（以下、「甲」という。）と財団法人兵庫県建設技術センター理事長（以下、「乙」という。）は、防災エキスパートの活用について次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 甲は、管理する公共土木施設の災害時における被災状況の把握や災害対策活動を円滑かつ効率的に実施するため、乙に登録した防災エキスパートを活用する。

（活用の方法）

第2条 防災エキスパートの活用については、乙の定める「兵庫県防災エキスパート登録制度要綱」に基づき行うこととする。

（その他）

第3条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成18年7月14日

たつの市龍野町富永1005-1

甲 たつの市
たつの市長 西 田 正 則

神戸市中央区八幡通3丁目2-5

乙 財団法人兵庫県建設技術センター
理事長 志 道 行 雄